

# 離婚届

令和 年 月 日 届出

(宛先) 秋田市長

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号	秋田県秋田市長印					
送付 令和 年 月 日						
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

消えるボールペンは使用しないでください。

(1)	氏名 氏名 生年月日	妻 氏名 氏名 生年月日
(2)	住所 (住民登録をしているところ)	住所 (住民登録をしているところ)
(3)	本籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	本籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)
(4)	離婚の種別	離婚の種別
(5)	婚姻前の氏にもどる者の本籍	婚姻前の氏にもどる者の本籍
(6)	未成年の子の氏名	未成年の子の氏名
(7)	同居の期間	同居の期間
(8)	別居する前の住	別居する前の住
(9)	別居する前の世帯のおもな仕事と	別居する前の世帯のおもな仕事と
(10)	夫妻の職業	夫妻の職業
	届出人 署名押印	届出人 署名押印

離婚後、住所が変わる方で転入届・転居届を同時になさる方は、新住所を記入してください。

実父母がすでに死亡している時でも記入してください。

離婚後も婚姻中の氏を称する場合は何も記入しないでください。

字削除
字加入
字訂正
夫の印
妻の印

夫
確認 (□不受理確認)
方法 (バ・免・マ)
通知 (有・無)

妻
確認 (□不受理確認)
方法 (バ・免・マ)
通知 (有・無)

その他
届出人
署名押印

事件簿番号	決 裁 送 付	連絡先	電話 ( )	方
住 定 夫 昭 和 年 月 日 妻 昭 和 年 月 日			自宅・勤務先・携帯	

◎ 証人…協議離婚の場合は成年者2名の署名押印が必要です。離婚する人の父母でもかまいません。(同姓の場合印鑑は各々別個のものを使用してください。)

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	印	印
署名押印 (※押印は任意)	印	印
生年月日	□明治 □昭和 □大正 □平成 年 月 日	□明治 □昭和 □大正 □平成 年 月 日
住所	番地番号	番地番号
本籍	番地番号	番地番号

### 〈ご持参いただくもの〉

- (1) 署名、押印のある離婚届1通
- (2) 届出に押印した夫・妻の印鑑
- (3) 届出先の窓口が本籍地でない場合は、全部事項証明書(戸籍謄本)1通
- (4) 住所が変わる方は、住民異動届が必要
- (5) 官公庁発行の身分証明証(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)
- (6) 国民健康保険証(秋田市の国民健康保険に加入している方)
- (7) 裁判離婚の場合
  - 調停離婚のとき → 調停調書の謄本
  - 審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書
  - 判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書
  - 和解離婚のとき → 和解調書の謄本
  - 認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本

### 〈記入のご注意〉

- 届出人の印鑑(登録印でなくても可、スタンプ印は不可)は、各自別々の印を押してください。
- 離婚後も婚姻中の氏を称する場合は、別の届出(戸籍法77条の2の届)が必要です。
- 署名は必ず本人が自署してください。
- 届書に書き込むときは、略字で書かないで戸籍に記載されているとおりの字を書いてください。
- 自宅や勤務先など、日中連絡できる電話番号を必ず記入してください。

### 〈執務時間外の受付〉

戸籍関係の届出は、休日及び執務時間外でも夜間休日受付に提出できます。ただし、書類が不備のときは、補正においていただいたり届書をお返しする場合がありますので、あらかじめ戸籍の窓口において書類の事前審査を受けるようおすすめします。なお、転出及び国民健康保険の手続については取扱いができませんので、執務時間内に行ってください。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- ・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。
  - 面会交流について取決めをしている。
  - まだ決めていない。
- ・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。
  - 養育費の分担について取決めをしている。
  - まだ決めていない。

詳しくは、各市区町村の窓口において配付している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。法務省ホームページ ([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00194.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html)) にも掲載されています。

■ 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。